

令和6年度山形県3R研究開発事業費補助金募集要領

第1 山形県3R研究開発事業費補助金の概要

1 目的

廃棄物分野において、地域の特性を活かした3R技術の研究開発を推進するため、事業者等が行う廃棄物の発生抑制やリサイクルに係る研究開発等に対して、山形県が補助金による支援を行う。

2 補助対象事業、補助率及び補助限度額

事業の内容については次のとおり。なお、補助事業の採択については、学識経験者、専門家等で構成する山形県循環型産業事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）による審査を実施し、その結果等を踏まえて採択の可否を決定する。

補 助 対 象 事 業	補助率	補助上限額
廃棄物を対象とした3Rに係る研究・技術開発、既存技術の改良、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等	1／2	5,000千円 ※補助対象事業費ベースで 10,000千円
上記の事業のうち、次のいずれかに該当するもの 1 3Rをより一層推進する必要がある「廃プラスチック類」、「燃え殻・ばいじん」、「食品廃棄物」、「使用済み瓦」に係る事業 2 県内に本社及び製造拠点を有する者が実施する事業	2／3	5,000千円 ※補助対象事業費ベースで 7,500千円

- ※ 廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第2条に規定する廃棄物をいう。
- ※ 3Rとは、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）をいう。
- ※ 3Rをより一層推進する必要がある「廃プラスチック類」、「燃え殻・ばいじん」、「食品廃棄物」、「使用済み瓦」の廃棄物分野の研究開発等については、重点的に支援を行う。
- ※ 同テーマの研究開発等で、前年度又は前々年度の当補助事業の成果を基にし、かつ、年度を連続して行うものに限り、交付決定を初めて受けた年度を合わせて3か年度まで、各年度に係る交付申請を行うことができるものとする。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次表に掲げる経費に該当し、かつ、補助金の交付決定日から当該年度の3月31日までの間に締結された契約等に基づき、その間に納品及び支出される経費とする。

なお、上記の期日までに支払いが完了しない場合であっても、当該期間内に発生し、かつ当該経費の額が確定したことが証明できる場合には、支払い後に支払いを証する書類を提出することを条件に、当該経費を補助対象経費として認めるものとする。

対象経費

経費区分	内 容
原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入(一時的に使用する場合を除く。)、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費
外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
謝金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
委託費	検査分析・試験等(研究開発要素がある業務を除く。)の委託に要する経費
共同研究費	共同研究者への研究委託(共同研究契約に基づく共同研究者への研究委託費)等に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※ 次に掲げる経費は補助対象経費から除く。

- (1) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 他の機関への委託によって安価に試験することが可能な機械装置等
- (3) 補助事業終了後、容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
- (4) 使用実績の把握が困難な原材料等
- (5) その他、補助事業の実施に関連性のない経費

※ 共同研究費は、原則として補助対象経費総額の2／3を超えることはできない。

4 補助対象者

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する事業者が補助対象者となる。
- (2) 複数の事業者により事業を実施する場合は、その中の事業者の代表(幹事事業者)として、もしくはこれらの事業者で構成される団体として申請すること。
なお、これらの事業者及び団体は、全て県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 次の①～③に該当する場合は、補助対象とならない。
 - ① 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからヘまでの欠格要件に該当する場合
 - ② 廃棄物処理法を始めとする環境関係法令等の違反状態にある又は過去5か年度の間に重大な違反や複数回の行政指導が繰り返されている等、法令等の遵守状況に問題があると認められた場合
 - ③ 事業完了の予定日までに、事業実施のために必要な廃棄物処理法その他関係法令等に基づく許可等を受ける見込みがない場合

※ 県は、申請者に係る各種法令等の遵守状況等を関係機関に照会し、上記①～③に該当する場合は、その結果を申請者に通知する。

5 補助対象事業の実施期間

当該補助金の交付決定日から令和7年3月31日までの期間

※ 交付決定前の事前着手は認めない。

6 権利の帰属

補助事業の実施により得られた特許その他の産業財産権、著作権等の権利は、補助事業者側に帰属するものとする。

7 公開等

補助事業に採択された事業の概要（補助事業名、補助事業者名、所在市町村名、補助の金額等）について、山形県ホームページ等に掲載、公表する。

このほか、県は補助事業の関係書類等について、法令等に基づき情報を公開することがある。

8 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出すること。また、必要に応じ事業成果の発表を依頼する場合がある。

9 補助金の支払

補助事業の実施内容、機械器具等の取得、経費の支出等の状況について、必要に応じて事業者等を訪問して行う現地調査等により確認した上で、補助金を支払う。

なお、現地調査については、次の事業者等も対象となる。

- (1) 補助事業を複数の事業者が実施する場合の全ての事業者
- (2) 補助事業の実施に関して補助事業者が委託した事業の受託者
- (3) 共同研究者

10 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた事業者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象経費の対象区分ごとの配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の実施期間中に、その遂行状況を報告しなければならない。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。
- (5) 当該財産を処分する必要が生じたときは、事前に県の承認を受けなければならない。また、財産を処分することにより収入があったと認められた場合、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。
- (6) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録及び意匠登録を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、県に届出をしなければならない。
- (7) 補助事業に係る産業財産権の譲渡及び実施権設定、実施結果の事業化・商品化、その他当該補助事業の実施結果の他者等への供与したことによる収益を得たと認められた場合、その収益の一部を、交付を受けた補助金の範囲内で県に納付しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収益の状況について、補助事業年度終了後5年間、収益報告書を提出しなければならない。

8 その他

補助金の交付決定は各事業に対して単年度で行うため、交付申請及び事業実績報告はそれぞれの事業及び年度について個別に行う必要があるので注意すること。

なお、年度を連続して行う事業については、前年度に交付決定を行った場合でも、次年度以降の交付を決定するものではないので注意すること。県に提出する前年度分の実績報告書及び当該年度の事業計画審査申請書等に基づき、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について審査を受け、当該年度の事業について採択される必要がある。

第2 補助金の審査申請

1 応募の方法

補助金に応募する場合は、下記の書類について作成し、各1部を提出すること。

- ・事業計画審査申請書（別記様式）
- ・定款又は寄附行為
- ・登記事項証明書（申請者が個人事業者の場合は住民票抄本）
- ・会社案内（無い場合は会社概要のわかる資料）
- ・その他参考資料

2 事前相談

審査申請書の提出に当たっては、事前に県の担当者に連絡し、助言等を受けて、審査申請書を作成すること。

3 審査申請書の提出

審査申請書については、上記事前相談により作成して提出すること。

提出期間：令和6年2月15日（木）から令和6年5月24日（金）

※ 募集期間内でも、補助金の予算枠に達した場合は募集を終了し、その旨を山形県ホームページでお知らせする。

4 書類作成上の留意点

- (1) A4判で作成し、袋とじなどによる製本はしないこと。
- (2) 提出書類等は返却しないので、必ず副本を作成し保管すること。
- (3) 作成に当たっては「山形県3R研究開発事業費補助事業実施に係るQ&A」も参照すること。

5 提出先及び問い合わせ先

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL：023-630-2302 FAX：023-625-7991

第3 審査及び採択

1 審査方法

事務局（県循環型社会推進課）による事業計画ヒアリング及び評価委員会による審査を実施し、その結果等を踏まえて採択の可否を決定する。

なお、評価委員会の意見等に基づき、計画の修正を求める又は条件を付して採択する場合がある。

採択の可否については申請者あてに個別に通知する。採択が決定された場合は、内示された額以内の額により、指定された期日まで補助金の交付申請を行うこと。

2 評価委員会

評価委員会の開催は年2回程度を予定している。

各事業者は、評価委員会の場において事業計画審査申請書、関係書類、事業のこれまでの実施結果・成果品等を用いてプレゼンテーションを行うこと。

※ 令和6年度における評価委員会の開催予定

委員会	時 期	審 査 対 象 の 申 請
第1回	令和6年3月下旬頃	令和6年3月5日（火）まで県が受付したもの
第2回	令和6年6月下旬頃	令和6年5月24日（金）まで県が受付したもの

※ プrezentationの詳細については県から別途連絡する。

※ 第1回評価委員会で補助金の予算枠に達した場合は募集を終了し、第2回評価委員会は開催しない。

3 審査基準

審査に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる審査基準について総合的に判断する。

- (1) 県の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等3Rの推進及び県の循環型社会の構築に寄与する事業であること。
- (2) 研究・技術開発の目的、目標が近年の技術水準、技術トレンド等と比較して適切であり、新規性・独創性があること。
- (3) 事業を成功させるための基礎的研究及び調査結果の蓄積並びに十分な技術水準があること。
- (4) 事業を成功させるために必要な技術的能力を有する実施体制、かつ、計画立案、日程表の作成及び進捗管理等のプロジェクト・マネジメントを行う管理体制が適切に構築され、大学等と連携のもとに行われるもの。
- (5) 適切な事業費のもとに行われる事業であること。
- (6) 地域における事業化・商品化が事業終了後3年以内に見込まれるなど、循環型産業として地域への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できること。
- (7) 原則的に当該年度内に行われる事業であること。

※ 年度を超えて事業を行う必要がある場合には、通算して最長3か年度まで連続して補助金の申請が可能。

- (8) 対象となる事業について、当該年度において他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。

第4 留意事項

本事業の実施は、山形県の令和6年度当初予算の成立が前提となり、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業計画を募集したに留まり、いかなる効力も発生しない。

以上